

舞鶴中学校跡地及び校舎の暫定利用について

1 必要性

大濠公園・舞鶴公園については、福岡市総合計画においてその一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、特に舞鶴公園については、「鴻臚館跡」「福岡城跡」の国史跡を整備を進めることとしている。

市民の関心の高まりや観光拠点としての整備

- ① 福岡経済同友会から市への提言「福岡グリーンシティ構想」〔平成24年 3 月〕
- ② 鴻臚館・福岡城デジタル技術を活用した魅力発信事業〔平成25年 3 月末から運用開始〕
- ③ 福岡城跡石垣修復工事及び同工事の公開事業〔工事：平成24年 6 月から 公開事業：同年11月から〕等福岡城整備着手

＋ **NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送**〔平成26年 1 月～〕

注目度が高まり、
多くの来場者が見込まれる

このことより、
① 福岡城・鴻臚館跡整備のための部材の管理・調査等施設の必要性
② 観光バスの増加
③ 来場者の増に対応する施設（案内・休憩）の要望
が考えられる。

今後本格化する福岡城・鴻臚館跡整備に必要となる部材の管理や調査等を行う拠点施設、観光バスの駐車場及び来場者増に対応する物販・飲食等のできる利便施設への対応が、今後必要と想定される

○福岡城・鴻臚館跡に関する主な利便施設（現状）	
① 利便施設	福岡城むかし探訪館（平成24年 4 月開館） 古地図や再現模型を通して、さまざまな角度から福岡城を身近に楽しく体感できる施設で、観光案内や休憩施設を併設。
② 史跡地内の駐車場	141台（舞鶴公園駐車場 69台・美術館横駐車場 72台）※いずれも普通車のみ



ただし国史跡内においては史跡に直接関係のない施設の整備に制限あり

2 利便施設・駐車場として整備するための条件（国史跡地内）

国史跡内における施設整備の制限事項

国史跡内では、その現状を変更する場合に文化庁の許可が必要となるが、その指針として、案内、休憩（物販・飲食）等の利便施設や、駐車場など、史跡に直接関係のない施設については原則認められない。ただし、以下の観点から例外として扱われる。

史跡内で既に利用されている建造物で、史跡全体の整備・活用計画において利活用が適切に位置づけられているもの



必要と想定される各施設については、早急に検討・整備する必要があること、その整備をするためには国史跡内での利用条件に合致する必要があることから、平成26年 3 月末に閉校となる舞鶴中学校跡地及び校舎の暫定利用を検討する。

舞鶴中学校跡地及び校舎の暫定利用について

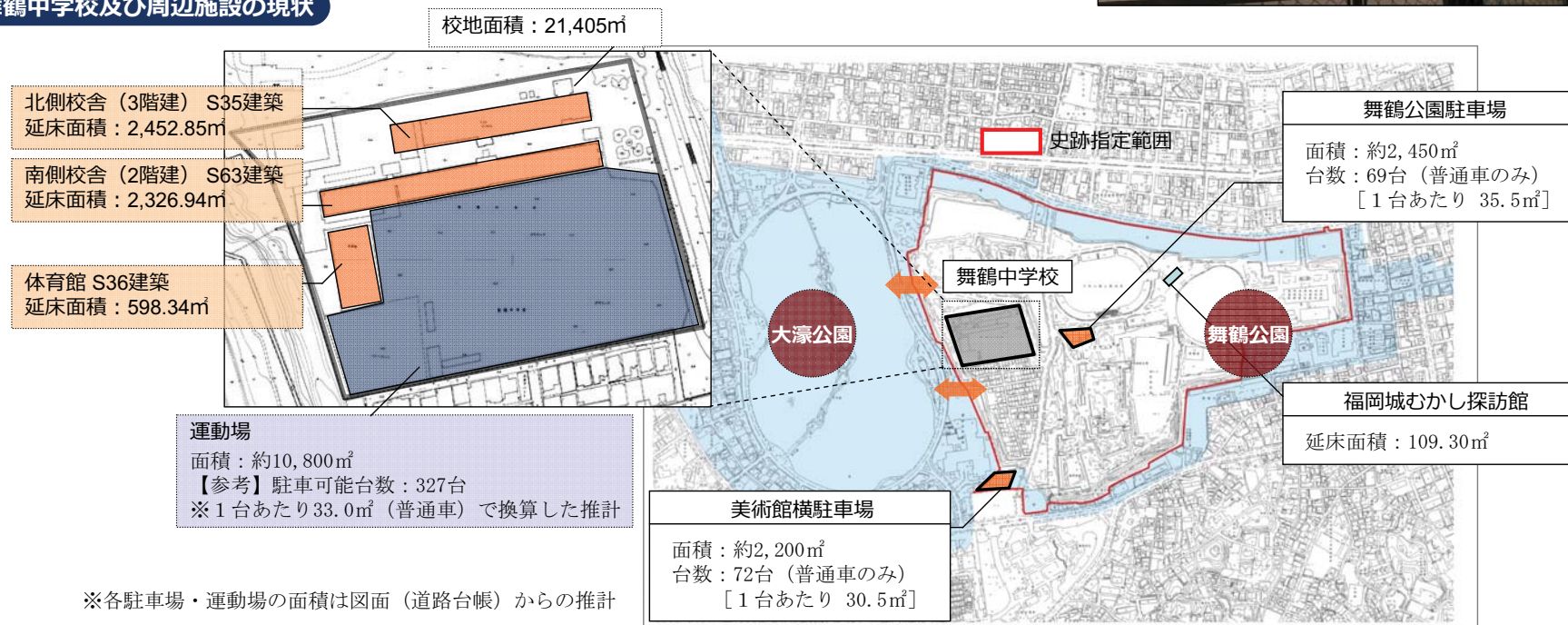
3 舞鶴中学校の現状と暫定利用（案）

(1) 現状

- ① 平成26年3月で閉校（統合移転）し、同年10月までに解体。そのための設計を平成25年度に実施。
- ② 土地は財務省所有で、現在有償での借地契約を締結（年間賃貸料;23,278,334円（平成23年度））、解体後返却。



舞鶴中学校及び周辺施設の現状



(2) 暫定利用案（例）

- ① 「校舎等建造物」を史跡整備の拠点施設等として、現校舎等を活用した暫定利用
 - （ア）今後本格化する福岡城・鴻臚館跡整備に必要となる部材の管理や調査等を行う施設
 - （イ）観光案内、物販・飲食施設等の利便施設
 - ※その他、NPO・ボランティアの拠点施設、公園機能を拡充するための施設等
- ② 「運動場」を大型バスに対応した駐車場として暫定利用